



請願 6 第 2 号

令和6年6月3日

つくば市議会議長五頭泰政様宛

選挙公報の各戸配布と紙面拡大のお願いに関する請願書

請願者 住所 つくば市 [redacted]
氏名 [redacted]
連絡先 つくば市 [redacted]

紹介議員 (署名)

飯岡 宏之
鈴木 富士雄
橋本 佳子

○請願趣旨

これまでの選挙公報の配布は、新聞折り込みと公民館への取り置きでした。このため、選挙公報を見る機会がないまま投票された有権者も多く、各候補者の主張が有権者に十分に伝わりませんでした。

公職選挙法第172条の2に基づき、つくば市選挙公報発行条例第1条1項は、「委員会は、選挙公報を、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するものとする」と規定しています。そして、同条例第2条2項第1文は、「委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる」と規定し、各戸配布が困難であると認められる特別の事情

がある場合に限り、新聞への折り込みや公民館への配布が認められてきました。
公報紙面の拡大についても、同条例第2条、4条によって、市の選挙管理委員会の判断
によって拡大することが可能です。

地方選挙では、立候補の締め切りから投票日までの期間が短いので、各戸配布は難し
いと言われてきましたが、近年の印刷技術の進歩と配布事業者の再編により、一定の
予算さえ確保されれば、選挙公報の各戸配布も紙面の拡大も可能になることが分かり
ました。従って、現在の状況を鑑みれば、各戸配布が困難であると認められる特別の
事情は、存在しないものと言わざるを得ません。

選挙公報の各戸配布と紙面拡大によって選挙公営が充実すれば、お金のかからない、
より公平な選挙によって、日本の民主主義がより充実したものになります。

○請願事項

各候補者の主張が有権者に十分に伝わる様に、以下の2点についてご検討を頂き、予
算措置についてご審議いただきたくお願い致します。

1. 選挙公報の各戸配布
2. 選挙公報の紙面拡大

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。